

平成25年6月5日

株 主 各 位

岡山県倉敷市本町7番1号  
(大阪本社 大阪市中央区久太郎町2丁目4番31号)  
倉敷紡績株式会社  
取締役社長 井上 晶 博

### 第205回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、下記のとおり第205回定時株主総会を開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日おさしつかえの節は、書面によって議決権を行使することができますので、まことにお手数ではございますが後記株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成25年6月26日(水曜日)午後6時までに到着するよう、おりかえしご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 平成25年6月27日(木曜日) 午前10時
2. 場 所 岡山県倉敷市本町7番2号  
倉敷アイビースクエア

#### 3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第205期(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第205期(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 第205期剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役3名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)継続の件

#### 4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書にて議決権を行使される場合、議案に対し賛否の表示のないときは、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を受付にご提出ください。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（アドレス <http://www.kurabo.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

### 1. 当社グループの現況に関する事項

#### (1) 当社グループの事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、夏頃までは震災復興需要などにより景気は底堅く推移しましたが、その後は中国を始めとする世界経済の減速や欧州債務問題の長期化などの影響で、先行き不透明感が強まりました。しかし、12月の政権交代以降は、新たな経済政策への期待感から株式相場が上昇し、円高も是正されるなど、景気回復の兆しが見え始めました。

当社グループの主力である繊維部門が属する天然繊維業界においては、引き続き製品デフレに綿花価格の大幅な変動の影響も加わり、きびしい状況が続きました。

非繊維部門の主要販売先である自動車業界は、震災による落ち込みからの回復などで生産、新車販売ともに堅調でしたが、秋以降はエコカー補助金終了の影響により、低調に推移しました。また、住宅関連業界は、震災復興需要や住宅エコポイント等の終了前の駆け込み需要などで新設住宅の着工は堅調に推移しました。

このような環境下にあって当社グループは、最終年度となる中期経営計画「総意・総力 (SS) '12」のテーマである「事業の再構築と海外展開の加速」に沿って、既存事業の収益改善、新規事業の開拓、海外拠点の拡充等に注力しました。

しかし、当社グループを取り巻く環境がきびしさを増したことから、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は1,469億円（前年同期比7.6%減）、営業利益は26億7千万円（同33.0%減）、経常利益は22億5千万円（同44.3%減）となりました。

また、特別利益にタイの子会社の洪水被害に伴う保険差益等16億3千万円を計上する一方、特別損失に繊維事業の構造改善費用等19億2千万円を計上したことなどにより、当期純利益は8億5千万円（同68.6%減）となりました。

なお、非繊維分野の強化、拡充を目指し、国内では半導体業界向け樹脂加工製品に係る熊本開発センターを設立するとともに、三重県津市において高機能性フィルム製造工場の操業を開始し、海外でもブラジルのウレタンモールド製品など自動車関連部材の製造工場および台湾の工作機械の製造工場の操業を開始しました。また、繊維分野においても、洪水被害を受けたタイの子会社が最新の設備を備えた工場として再スタートするなど、グループの業容拡大に向けた開発・生産拠点の拡充・強化に努めました。

各事業別の概況につきましては、次のとおりであります。

#### (繊維事業)

原糸分野、補強ネット等の繊維資材分野は、きびしい環境のなか健闘しましたが、ユニフォーム分野はワーキング用素材が在庫調整の影響を受け需要が落ち込み、またカジュアル分野、ジーンズ向け素材分野も低調に推移しました。

海外子会社におきましても、東南アジアでのタイ洪水被害や綿花価格の大幅な変動の影響などにより、低調に推移しました。

この結果、売上高は813億円（前年同期比9.0%減）となりましたが、利益面では不採算商品の見直しなどにより、営業利益は5億9千万円（同108.8%増）となりました。

#### (化成品事業)

自動車内装材向け軟質ウレタンフォームは、夏までは自動車の国内販売台数が増加したことにより堅調に推移しましたが、秋以降はエコカー補助金が終了したこともあり低調に推移しました。また、中国の子会社におきましても、日本車の買い控えや労務費を始めとするコストアップなどの影響により、きびしい状況が続きました。

住宅建材分野では、住宅外装化粧材などの新商品が好調に推移しましたが、半導体関連商品は設備投資の低迷により低水準で推移しました。

この結果、売上高は394億円（前年同期比8.3%減）、営業損失は三重工場の建設に伴う償却負担もあり6千万円（前年同期は営業利益12億円）となりました。

なお、子会社である東名化成(株)は、本年1月にウレタンモールド製品など自動車関連部材の製造工場「埼玉工場」の建設に着手しました。

### (不動産活用事業)

不動産業界全般がきびしい状況にあるなか、賃貸事業の推進に注力した結果、倉敷での商業施設用地の賃貸が収益に寄与したこともあり、売上高は62億円（前年同期比5.1%増）、営業利益は30億3千万円（同8.0%増）となりました。

### (工作機械事業)

主力の横中ぐりフライス盤は、国内販売は順調に推移しました。一方輸出は、ロシア向けが増加したものの、中国および韓国を中心としたアジアや北米向けが低迷しました。

この結果、売上高は57億円（前年同期比4.6%減）、営業利益は5億8千万円（同0.7%増）となりました。

### (エレクトロニクス事業)

大判カラーコピーシステムや自動計量装置は堅調に推移しましたが、画像処理技術を応用した各種検査システムは低調に推移しました。

この結果、売上高は41億円（前年同期比1.9%減）、営業損失は1億1千万円（前年同期は営業利益8千万円）となりました。

### (その他の事業)

エンジニアリング事業は、企業の設備投資意欲の低迷により、低調に推移しました。

バイオメディカル事業は、フィルター製品は低調に推移しましたが、小型の核酸自動分離装置は堅調に推移しました。

食品事業は、即席めん具材や健康食品向け製品は低調に推移しましたが、スープ市場向けおよび製菓向け製品が堅調に推移しました。

この結果、その他の事業の売上高は99億円（前年同期比3.8%減）、営業利益は3千万円（前年同期は営業損失1千万円）となりました。

## (2) 当社グループが対処すべき課題

今後のわが国の経済情勢につきましては、新政権による経済政策の効果に加え、世界経済も持ち直しが期待されることなどから、景気は緩やかながら回復することが見込まれますが、欧州債務問題や国内のエネルギー問題など、景気下振れのリスクも懸念されます。

このような状況のなか、当社グループは、平成25年4月から3ヵ年の新中期経営計画「Future' 15」をスタートしました。

「Future' 15」では、前中期経営計画「SS' 12」で実践した各施策の成果を確実に収益に結びつけ、さらにグループが一丸となってイノベーションの創出に努め、「海外戦略の充実」を新たな基本方針とした施策を積極的に展開し、事業環境の変化にもフレキシブルに対応できる事業基盤を構築してまいります。

また、当社グループは、常に社会から信頼され、安心感を抱いていただける企業グループとして支持されるよう、環境への配慮や法令・ルールへの遵守といった社会的責任を全うしていくとともに、豊かで健康的な生活環境づくりを目指した誠実かつ公正な企業活動を行っていきたいと考えております。

## (3) 当社グループの設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資額は総額91億円であり、生産設備の新設および増強を実施しました。

なお、主要なものは、業容拡大に向けたスーパーエンラフィルムの開発・生産設備導入のための投資、繊維事業におけるタイ子会社の洪水被害からの復旧に伴う最新鋭設備導入のための投資、化成品事業における国内子会社のウレタンモールド製品など自動車関連部材の製造工場「埼玉工場」建設のための投資であります。

#### (4) 当社グループの財産および損益の状況の推移

区 分	第 202 期 (平成22年) (3 月 期)	第 203 期 (平成23年) (3 月 期)	第 204 期 (平成24年) (3 月 期)	第 205 期 (平成25年) (3 月 期)
売 上 高 (百万円)	134,262	145,177	159,081	146,990
経 常 利 益 (百万円)	2,059	3,361	4,052	2,257
当 期 純 利 益 (百万円)	5,471	4,897	2,716	852
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	23.88	21.38	11.79	3.70
総 資 産 (百万円)	170,697	171,215	175,340	180,705
純 資 産 (百万円)	82,416	80,965	82,414	88,405

(注) ① 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数控除後）に基づいて算出しております。

②第203期は、海外での繊維事業の業績が順調に推移したことに加え、化成品事業が政府の景気対策効果や新規顧客開拓により好調であったことなどにより、売上高、経常利益ともに増加しました。

当期純利益は、固定資産売却益等の特別利益の減などにより減少しました。

③第204期は、繊維事業の受注が増加したことや不動産活用事業、工作機械事業の業績も順調に推移したことなどにより、売上高、経常利益ともに増加しました。

当期純利益は、固定資産売却益等の特別利益の減などにより減少しました。

④当連結会計年度の損益の状況につきましては、前記(1)に記載のとおりとなりました。

## 2. 当社グループの概況 (平成25年3月31日現在)

### (1) 当社グループの主要な事業内容

事業区分		事業の内容
繊維事業		綿、合繊、羊毛その他素材の繊維製品（糸、織物、編物および二次製品）、不織布の製造・販売、補強ネットの製造・販売および綿、合繊織編物の染色整理加工
化成製品事業		ポリウレタンフォーム、合成木材、無機建材、機能性フィルム、精密ろ過関連製品および高性能エンブラ製品の製造・加工・販売
不動産活用事業		不動産の賃貸およびホテル、自動車教習所、駐車場等の経営
工作機械事業		工作機械、産業機械の製造・販売
エレクトロニクス事業		色彩管理、生産管理、CAD等に関する情報システム機器および検査・計測システムの製造・販売・保守
その他の事業	エンジニアリング事業	環境・リサイクル関連の各種プラント、設備および機器の設計・製作・施工・販売
	その他	バイオ関連製品、真空凍結乾燥食品の製造・販売ほか



## (2) 当社グループの主要な事業所

### ①子会社

子会社の所在地は、後記(5)のとおりです。

### ②当社

区 分	名 称		所 在 地
営業所および研究所	大 阪 本 社		大 阪 市 中 央 区
	東 京 支 社		東 京 都 中 央 区
	香 港 営 業 所		中 国 香 港
	技 術 研 究 所		大 阪 府 寝 屋 川 市
工 場	織 維	丸 亀 工 場	香 川 県 丸 亀 市
		北 条 工 場	愛 媛 県 松 山 市
		安 城 工 場	愛 知 県 安 城 市
		徳 島 工 場	徳 島 県 阿 南 市
	化 成 品	寝 屋 川 工 場	大 阪 府 寝 屋 川 市
		裾 野 工 場	静 岡 県 裾 野 市
		群 馬 工 場	群 馬 県 伊 勢 崎 市
		鴨 方 工 場	岡 山 県 浅 口 市
		三 重 工 場	三 重 県 津 市

(注) ①三重工場は、平成24年4月1日から操業を開始しました。

②平成25年3月26日開催の取締役会において、平成25年6月末を目途に北条工場を閉鎖することを決定しました。

## (3) 当社グループの従業員の状況

従業員数(前連結会計年度末比増減) (人)
5,056 (20)

(注) 従業員数は就業人員であり、上記のほか、臨時社員・パートタイマー1,019人がおります。

## (4) 当社グループの主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	4,719
株式会社三菱東京UFJ銀行	4,157
株式会社みずほコーポレート銀行	3,867

## (5) 当社の重要な子会社の状況

区分	会社名	資本金	当社の議決権または出資比率	主要な事業内容	所在地
国内	倉敷機械(株)	954百万円	100%	工作機械・産業機械等の製造・販売	新潟県長岡市
	日本ジフィー食品(株)	440百万円	82.2	真空凍結乾燥食品の製造・販売	大阪府中央区
	倉敷繊維加工(株)	350百万円	100	不織布・ニット製品・補強ネット等の製造・販売	大阪府中央区
	㈱クラブウインターナショナル	350百万円	100	繊維製品の製造・加工・販売	大阪府中央区
	㈱倉敷アイビースクエア	250百万円	100	ホテル・レストラン・ゴルフ練習場・文化施設の経営	岡山県倉敷市
	大正紡績(株)	200百万円	100	綿・合繊糸の製造・販売、不動産の賃貸	大阪府阪南市
	東名化成(株)	200百万円	100	ポリウレタンフォームの製造・加工・販売	愛知県日進市
	シーダム(株)	120百万円	100	機能性フィルム等の製造・加工・販売	大阪府中央区

区分	会社名	資本金	当社の議決権比率または出資比率	主要な事業内容	所在地
海外	クラシキ・ド・ブラジル・テキスタイル(株)	18,764千リアル	% 97.3	綿糸・羊毛・その他繊維の糸の製造・販売	ブラジル国 ポントグロッサ市
	タイ・クラボウ(株)	550,000千バーツ	49.3	綿・合繊の糸・織物の製造・販売	タイ国 バンコック市
	サイアム・クラボウ(株)	300,000千バーツ	97 (49.5)	綿糸の製造・販売	タイ国 バンコック市
	(株)クラボウ・マヌンガル・テキスタイル	26,000千米ドル	51.7	綿・合繊の糸・織物の製造・販売	インドネシア国 ジャカルタ市
	倉紡時装(香港)有限公司	16,700千米ドル	100	綿織物の販売	中国香港
	倉紡(珠海)紡織有限公司	12,000千米ドル	100 (100)	綿織物の製造・販売	中国広東省 珠海市
	広州倉敷化工製品有限公司	7,000千米ドル	80	ポリウレタンフォームの製造・加工・販売	中国広東省 広州経済技術開発区

- (注) ①上記記載の重要な子会社15社を含め、当連結会計年度の連結子会社は25社、持分法適用会社は2社であります。
- ②「当社の議決権比率または出資比率」欄の( )内は、間接所有割合で内書きであります。

### 3. 当社の株式に関する事項 (平成25年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 977,011千株
- (2) 発行済株式の総数 246,939千株
- (3) 株主数 23,810名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数(千株)	持 株 比 率(%)
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	11,500	4.98
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	11,180	4.84
株 式 会 社 み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行	11,180	4.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	9,031	3.91
株 式 会 社 中 国 銀 行	7,265	3.14
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	5,526	2.39
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,775	2.06
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	4,120	1.78
三 井 住 友 海 上 火 災 保 険 株 式 会 社	4,000	1.73
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	3,050	1.32

(注) ①当社は、自己株式を16,227千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

②持株比率は自己株式を控除して計算しております。

#### 4. 当社の取締役および監査役に関する事項（平成25年3月31日現在）

##### (1) 当社の取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役 取締役社長	井 上 晶 博	
代表取締役 専務執行役員	友 渕 信 一 郎	化成品事業部長、技術研究所担当
代表取締役 専務執行役員	伊 藤 規 雄	繊維事業部長 重要な兼職の状況 (株)アラミスインターナショナル 代表取締役・取締役社長
取 締 役 常務執行役員	斎 藤 利 明	経理部、システム部担当
※ 取 締 役 常務執行役員	北 川 晴 夫	企画室、総務部、人事部、人材開発部、不動産開発部、エンジニアリング部、バイオメディカル部担当
※ 取 締 役 執行役員	藤 田 晴 哉	企画室長
常勤監査役	上 田 睦 治	
常勤監査役	稲 岡 進	
監 査 役	津 田 和 明	重要な兼職の状況 (公財)大阪観光コンベンション協会 会長
監 査 役	宮 二 朗	重要な兼職の状況 (株)大和 代表取締役・取締役社長

- (注) ①監査役 津田和明、宮 二郎の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
- ②※の各氏は、平成24年6月28日開催の定時株主総会において新たに選任され、それぞれ就任しました。
- ③平成24年6月28日開催の定時株主総会終結の時をもって取締役 福井雅之、植田 修の両氏は任期満了により退任し、また取締役 石原正喜氏は辞任しました。
- ④当社では、執行役員制度を採用し、経営と執行の分離を行い、迅速な経営の意思決定を行う体制を構築しております。執行役員は14名で、上記記載の取締役を兼務する専務執行役員2名、常務執行役員2名、執行役員1名のほかに、上席執行役員 的場 博、吉田純一、藪 雅次の3名、執行役員 佐野高司、福村圭司、藤原秀則、本田勝英、馬場紀生、岡田 治の6名で構成されております。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

取締役 9名 209百万円

監査役 4名 52百万円（うち社外監査役 2名 10百万円）

(注) ①取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

②上記の人数には、平成24年6月28日開催の定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役2名、辞任した取締役1名を含めております。

### (3) 社外監査役に関する事項

#### ①重要な兼職の状況等

区 分	氏 名	兼職先法人等	兼 職 の 内 容	関 係
社外監査役	津田和明	(公財)大阪観光コンベンション協会	会長	—
	宮 二朗	(株)大和	代表取締役 取締役社長	—

#### ②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外監査役	津田和明	当事業年度における13回の取締役会のうち、12回の取締役会に出席し、長年にわたり経営に携わった経験を生かし、社外監査役として客観的かつ独立した立場から適切な発言を行うなど、取締役の職務の執行を適正に監査しております。 また、常勤監査役と常に密接な情報交換を行い、当事業年度における11回の監査役会のうち、10回の監査役会に出席し、社外監査役として客観的かつ独立した立場から適切な発言を行うなど、適正な監査に努めております。
	宮 二朗	当事業年度における13回すべての取締役会に出席し、長年にわたり経営に携わった経験を生かし、社外監査役として客観的かつ独立した立場から適切な発言を行うなど、取締役の職務の執行を適正に監査しております。 また、常勤監査役と常に密接な情報交換を行い、当事業年度における11回すべての監査役会に出席し、社外監査役として客観的かつ独立した立場から適切な発言を行うなど、適正な監査に努めております。

#### ③責任限定契約の内容の概要

当社は、社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としております。

## 5. 会計監査人に関する事項（平成25年3月31日現在）

### (1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

52百万円

#### ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

66百万円

(注) ア. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

イ. 当社の重要な子会社のうち、クラシキ・ド・ブラジル・テキスタイル(株)、タイ・クラボウ(株)、サイアム・クラボウ(株)、(株)クラボウ・マヌンガル・テキスタイル、倉紡時装（香港）有限公司、倉紡（珠海）紡織有限公司、広州倉敷化工製品有限公司は、当社の会計監査人以外の会計監査人の監査を受けております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人について会社法第340条第1項各号に該当すると監査役会が判断した場合、会計監査人を解任する方針です。

また、会計監査人の職務の執行が不相当であると判断した場合、監査役会の請求によりまたは監査役会の同意を得て、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案する方針です。



## 6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（平成25年3月31日現在）

### (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制につきましては、取締役会により統括的な監督を行うとともに、次の体制を整備、運営します。また、監査役、会計監査人による監査を行います。

- ①経営理念として「私たちクラブウは、新しい価値の創造を通じて生活文化の向上に貢献します。」を制定
- ②行動基準を制定
- ③クラブウグループ倫理綱領を制定するとともに、クラブウCSR委員会を設置。また、人権、安全衛生、環境、製品安全、情報セキュリティに関するリスクについては専門委員会を設置
- ④執行役員制度を採用
- ⑤監査室による内部監査の実施
- ⑥公益通報制度の運用
- ⑦反社会的勢力、団体に対しては、一切の関係を絶ち、毅然とした態度で対応するための体制の運営

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制につきましては、社内規則に基づき、適切な保存および管理を行います。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関する規程その他の体制につきましては、取締役会により統括的な管理を行うとともに、リスク管理・コンプライアンスに関する規程に基づきグループ会社を含めた管理を行います。

また、人権、安全衛生、環境、製品安全、情報セキュリティに関するリスクにつきましては専門委員会を設け、各規程に基づく適切な管理を行います。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制につきましては、次の体制を整備、運営します。

- ①執行役員制度の採用による、経営と執行の分離および経営の意思決定の迅速化
- ②毎月1回取締役会を開催し、経営に関する重要事項を審議、決定するとともに、経営会議を開催し、取締役と執行役員の経営情報の共有化を図り、迅速な業務執行を実施
- ③事業部制の採用により執行役員に各事業部長を委嘱し、事業運営の権限を委譲

#### (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制につきましては、次の体制を整備、運営します。

- ①クラボウグループ倫理綱領を制定
- ②クラボウCSR委員会、各種専門委員会組織へのグループ各社の参加
- ③グループ会社の管理に関する規程に基づく適切な管理、監督の実施

#### (6) 監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制につきましては、監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制に関する基本規程を定め、監査役の監査への協力体制の整備に努めます。

#### (7) 監査役を補助すべき使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助すべき使用人に関する事項につきましては、監査役の職務を補助すべき使用人に関する規程を制定し、監査役の職務を補助すべき使用人の員数は2名以上、うち1名は管理職とします。

また、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項につきましては、同規程により、当該使用人の人事異動には監査役の同意を必要とするなど、取締役からの独立性を確保します。

## (8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制につきましては、監査役に対する報告に関する規程を制定し、取締役、執行役員および使用人が監査役に報告すべき事項として、次の事項を定めております。

①決算報告書類等に関する事項

②会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、当該事実に関する事項

③取締役、執行役員および使用人の職務遂行に関する不正行為、法令・定款違反行為に関する重大な事項

④上記①から③に掲げられた以外のもので、監査役の監査に必要な事項

## 7. 株式会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には当社株式等の大規模買付提案に応じるか否かは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、当社株式等の大規模買付提案のなかには、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとはいえないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあり得ます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

## (2) 基本方針の実現に資する取組み

当社グループでは、当社グループがすべてのステークホルダーから存在価値を認められ、さらに、信頼感が持てる企業、安心感を持っていただける企業として支持されることにより、企業価値の向上およびステークホルダーとの共同利益の確保ができるものと考え、次の取組みを実施しております。

### ①中期経営計画の実施

当社グループは、平成25年4月から3カ年の新中期経営計画「Future' 15」をスタートしました。

「Future' 15」では、前中期経営計画「SS' 12」で実践した各施策の成果を確実に収益に結びつけ、さらにグループが一丸となってイノベーションの創出に努め、今後とも国内経済の低成長が続くと想定するなか、「海外戦略の充実」を新たな基本方針とした施策を積極的に展開し、事業環境の変化にもフレキシブルに対応できる事業基盤を構築してまいります。

### ②株主への利益還元

当社では、株主の皆様に対する配当が、企業の最重要課題の一つであるとの認識に立ち、継続的・安定的な利益還元を基本としております。従いまして、今後も株主の皆様へ、安心して当社株式を保有し続けていただけるよう、強固な財務体質の構築・維持および一層の収益拡大に努力し、配当の向上に努めてまいります。

また、取締役会の決議による自己株式の取得も株主の皆様への利益還元のための方策として、また機動的な資本政策の一環としても有効と考えており、当社財務および市場の状況を総合的に判断のうえ実施いたしたいと考えております。

### ③社会的責任の遂行

当社グループは、社会的責任遂行のための行動指針「クラブウグループ倫理綱領」に則り、クラブウCSR委員会のもと、環境への配慮、法令・ルールの遵守など誠実かつ公正な企業活動を行うとともに、豊かで健康的な生活環境づくりを目指して、独創的で真に価値のある商品・情報・サービスを提供してまいります。

**(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み**

当社は、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的のもと、平成22年5月11日開催の取締役会において、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策、以下「現行プラン」という。）を導入いたしました。また、同年6月29日開催の定時株主総会において、現行プランに対する株主の皆様への承認も得ております。

現行プランは、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを定めるとともに、一定の場合には当社が新株予約権の発行等の対抗措置をとることによって、大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものであります。

**(4) 上記(3)の取組みが、上記(1)の基本方針に従い、当社の株主の共同の利益を損なうものでなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由**

現行プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）をすべて充足しております。

現行プランの有効期間は、平成25年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとしていますが、当該有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において現行プランの廃止の決議がなされた場合には、現行プランは当該決議に従い、その時点で廃止されます。

また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により現行プランの廃止の決議がなされた場合にも、現行プランはその時点で廃止されるものとなっております。

対抗措置の発動等にあたっては、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当社社外取締役、当社社外監査役または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準じる者）で、当社の業務を執行する経営陣から独立した者のみで構成される独立委員会の勧告を最大限尊重するとともに、株主および投資家に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。

従って、現行プランは、当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入したものであり、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

また、当社は平成25年5月8日開催の取締役会において、本定時株主総会での株主の皆様のご承認を条件に、現行プランを一部変更し、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を継続することを決定いたしました。詳細につきましては、本定時株主総会参考書類の第5号議案をご参照ください。

以 上

# 連結貸借対照表

(平成25年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>83,246</b>	<b>流動負債</b>	<b>59,128</b>
現金及び預金	13,384	支払手形及び買掛金	19,784
受取手形及び売掛金	37,957	短期借入金	26,661
有価証券	182	リース債務	35
商品及び製品	14,375	未払費用	3,137
仕掛品	6,641	未払法人税等	797
原材料及び貯蔵品	5,093	繰延税金負債	35
繰延税金資産	1,800	従業員預り金	1,411
その他	3,951	賞与引当金	1,229
貸倒引当金	△138	事業構造改善引当金	1,483
		その他	4,551
<b>固定資産</b>	<b>97,459</b>	<b>固定負債</b>	<b>33,171</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>57,078</b>	長期借入金	3,403
建物及び構築物	27,132	リース債務	50
機械装置及び運搬具	13,895	繰延税金負債	6,021
土地	13,769	退職給付引当金	7,970
リース資産	64	役員退職慰労引当金	205
建設仮勘定	754	長期預り敷金保証金	14,430
その他	1,463	その他	1,088
<b>無形固定資産</b>	<b>1,641</b>	<b>負債合計</b>	<b>92,300</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>38,739</b>	<b>(純資産の部)</b>	
投資有価証券	33,848	<b>株主資本</b>	<b>85,470</b>
繰延税金資産	1,146	資本金	22,040
その他	4,022	資本剰余金	18,207
貸倒引当金	△277	利益剰余金	48,187
		自己株式	△2,965
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△94</b>
		その他有価証券評価差額金	8,549
		繰延ヘッジ損益	67
		為替換算調整勘定	△8,711
		<b>少数株主持分</b>	<b>3,030</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>88,405</b>
<b>資産合計</b>	<b>180,705</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>180,705</b>

# 連結損益計算書

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		146,990
売上原価		123,622
売上総利益		23,368
販売費及び一般管理費		20,696
営業利益		2,672
営業外収益		
受取利息及び配当金	713	
持分法による投資利益	25	
その他	724	1,464
営業外費用		
支払利息	555	
その他	1,324	1,880
経常利益		2,257
特別利益		
保険差益	943	
投資有価証券売却益	526	
国庫補助金	126	
固定資産売却益	41	1,637
特別損失		
事業構造改善費用	1,800	
固定資産圧縮損	126	1,926
税金等調整前当期純利益		1,968
法人税、住民税及び事業税	1,487	
法人税等調整額	△847	640
少数株主損益調整前当期純利益		1,328
少数株主利益		475
当期純利益		852



## 連結株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	22,040	18,207	48,488	△2,963	85,772
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△1,153		△1,153
当 期 純 利 益			852		852
自 己 株 式 の 取 得				△1	△1
自 己 株 式 の 処 分		△0		0	0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計		△0	△300	△1	△302
当 期 末 残 高	22,040	18,207	48,187	△2,965	85,479

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	4,203	54	△9,875	△5,617	2,259	82,414
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△1,153
当 期 純 利 益						852
自 己 株 式 の 取 得						△1
自 己 株 式 の 処 分						0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	4,345	13	1,163	5,522	771	6,294
連結会計年度中の変動額合計	4,345	13	1,163	5,522	771	5,991
当 期 末 残 高	8,549	67	△8,711	△94	3,030	88,405

## 連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社は25社（国内15社、海外10社）であり、会社名は次のとおりであります。

倉 敷 機 械 (株)	(株) マ ス テ イ 倉 敷
日 本 ジ フ ィ ー 食 品 (株)	(株) ク ラ ボ ウ テ ク ノ シ ス テ ム
倉 敷 織 維 加 工 (株)	ク ラ シ キ ・ ド ・ ブ ラ ジ ル ・ テ キ ス タ イ ル (有)
(株) ク ラ ボ ウ イ ン タ ー ナ シ ョ ナ ル	ク ラ シ キ ・ ケ ミ カ ル ・ プ ロ ダ ク ツ ・ ド ・ ブ ラ ジ ル (有)
(株) 倉 敷 ア イ ビ ー ス ク エ ア	タ イ ・ ク ラ ボ ウ (株)
大 正 紡 績 (株)	サ イ ア ム ・ ク ラ ボ ウ (株)
東 名 化 成 (株)	(株) ク ラ ボ ウ ・ マ ヌ ン ガ ル ・ テ キ ス タ イ ル
シ ー ダ ム (株)	倉 紡 時 装 ( 香 港 ) 有 限 公 司
エ コ ー 技 研 (株)	倉 紡 ( 珠 海 ) 紡 織 有 限 公 司
ク ラ ボ ウ 関 西 化 成 (株)	広 州 倉 敷 化 工 製 品 有 限 公 司
(株) ク ラ ボ ウ ド ラ イ ビ ン グ ス ク ー ル	台 湾 倉 敷 機 械 股 份 有 限 公 司
中 国 化 成 工 業 (株)	ク ラ キ ア メ リ カ コ ー ポ レ ー シ ョ ン
ク ラ ボ ウ 工 事 サ ー ビ ス (株)	

#### (2) 主要な非連結子会社名

恒栄商事(株)

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社8社の合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等の額のうち持分に見合う額は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりません。

### 2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社は、1社（恒栄商事(株)）であります。

(2) 持分法適用の関連会社は、1社（タイ・テキスタイル・デベロップメント・アンド・フィニッシング(株)）であります。

(3) 持分法を適用しない主要な非連結子会社名及び関連会社名

(株)アクラベニタマ

(持分法を適用していない理由)

持分法非適用会社11社は、それぞれ連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がありません。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、倉敷機械(株)の決算日は3月20日、クラシキ・ド・ブラジル・テキスタイル(有)、クラシキ・ケミカル・プロダクツ・ド・ブラジル(有)、タイ・クラブウ(株)、サイアム・クラブウ(株)、(株)クラブウ・マヌガル・テキスタイル、倉紡時装(香港)有限公司、倉紡(珠海)紡織有限公司、広州倉敷化工製品有限公司及び台湾倉敷機械股份有限公司の決算日は12月31日、クラキアメリカコーポレーションの決算日は2月28日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結決算上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

### 4. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### (ア) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法によっております。

##### (イ) デリバティブ

時価法によっております。

##### (ウ) たな卸資産

主として移動平均法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### (ア) 有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は、主として定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)については、定額法によっております。海外連結子会社は定額法によっております。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

(減価償却方法の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業利益は147百万円増加し、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ174百万円増加しております。

##### (イ) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては主として社内における利用可能期間(5年)、市場販売目的のソフトウェアについては主として見込販売期間(3年)に基づく定額法によっております。

(ウ)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

(ア)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(イ)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき、当連結会計年度負担額を計上しております。

(ウ)事業構造改善引当金

事業の構造改善に伴う損失に備えるため、今後の費用発生見込額を計上しております。

(エ)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(オ)役員退職慰労引当金

一部の連結子会社において、役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) ヘッジ会計の方法

(ア)ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理に、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理によっております。

(イ)ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建債権・債務
金利スワップ	借入金

(ウ)ヘッジ方針

社内管理規程に基づき、為替相場や金利の市場変動によるリスクを回避するためにデリバティブ取引を利用しており、投機目的のものはありません。

(エ)ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。

(5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、投資ごとに投資効果の発現する期間を見積り、20年以内で均等償却しております。なお、重要性がないものについては一時償却しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

定期預金	17百万円
原材料	318百万円
建物及び構築物	9,206百万円
機械装置	2,703百万円
土地	6,261百万円
計	18,506百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	3,879百万円
長期借入金 (1年内返済分を含む。)	1,041百万円
預り敷金保証金 (1年内返済分を含む。)	7,750百万円
計	12,670百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 135,561百万円

3. 保証債務

連結会社以外の会社等の金融機関等からの借入金に対する債務保証

桐郷倉紡時装有限公司	7百万円
社会福祉法人石井記念愛染園 (連帯保証)	1,545百万円
計	1,553百万円

4. 受取手形割引高 383百万円

5. 連結会計年度末日満期手形等

連結会計年度末日満期手形及び確定期日現金決済（手形と同条件で手形期日に現金決済する方式）の会計処理については、手形交換日及び入出金日をもって決済処理をしております。

なお、当連結会計年度の末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形等が連結会計年度末残高に含まれております。

受 取 手 形	791百万円
受 取 手 形 割 引 高	60百万円
売 掛 金	229百万円
支 払 手 形	145百万円
買 掛 金	208百万円
設 備 代 支 払 手 形	16百万円

(連結損益計算書に関する注記)

減損損失

当社グループは、当連結会計年度に以下の資産について減損損失を計上しました。

(単位：百万円)

用 途	種 類	場 所	減 損 損 失
織 維 紡 績 設 備	建物、機械等	当社北条工場（愛媛県松山市）	※ 293

当社グループは、事業資産については管理会計上の区分で、遊休資産については個別の物件単位でグルーピングを行っております。

上記織維紡績設備は廃棄を決定しましたので、帳簿価額を回収可能価額（備忘価額）まで減額し、当該減少額（293百万円）を特別損失「事業構造改善費用」に含めて計上しました。

※減損損失の主な固定資産の種類ごとの内訳

織維紡績設備 293百万円（内、建物及び構築物212百万円、機械装置及び運搬具75百万円、その他4百万円）

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び株式数

普通株式

246,939,284株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,153百万円	5円	平成24年3月31日	平成24年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,153百万円	利益剰余金	5円	平成25年3月31日	平成25年6月28日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については預金を中心に安全性の高い金融商品で運用し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る信用リスクは、売上債権管理規程に沿ってリスク低減をはかっております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の用途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対しては金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を行っております。

預り敷金保証金は、主として賃貸不動産の取引保証金として賃貸先から預かっております。

なお、デリバティブはデリバティブ取引管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	13,384	13,384	－
(2) 受取手形及び売掛金	37,957	37,957	－
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	30,747	30,747	－
資産計	82,089	82,089	－
(1) 支払手形及び買掛金	19,784	19,784	－
(2) 短期借入金	26,661	26,661	－
(3) 長期借入金	3,403	3,367	△35
(4) 長期預り敷金保証金	14,430	13,602	△827
負債計	64,279	63,416	△863
デリバティブ取引(*)	109	78	△30

(\*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

（資産）

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

（負債）

(1) 支払手形及び買掛金、並びに(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金及び(4) 長期預り敷金保証金

長期借入金及び長期預り敷金保証金の時価の算定は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。



(デリバティブ取引)

①ヘッジ会計が適用されていないもの：該当するものではありません。

②ヘッジ会計が適用されているもの：ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	166	73	△1	取引先金融機関から提示された価格等によっている。
為替予約等の振当処理	為替予約取引 売建	売掛金	2,542	-	△100	取引先金融機関から提示された価格等によっている。
	米ドル 買建					
	米ドル 買掛金					
	ユーロ 買掛金		19	-	0	

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	3,070
その他	212

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、大阪府その他の地域において、賃貸オフィスビル、賃貸商業施設、遊休地などを所有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
14,058	46,234

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主として外部の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額  
(不動産鑑定時からの調整を含む。)であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	370円05銭
2. 1株当たり当期純利益金額	3円70銭

(備考) 金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成25年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>45,580</b>	<b>流動負債</b>	<b>32,530</b>
現金及び預金	4,290	支払手形	2,415
受取手形	4,784	短期借入金	11,871
売掛金	19,898	1年内返済予定の長期借入金	9,531
商品及び製品	8,311	リース負債	0
仕掛品	3,149	未払費用	1
原材料及び貯蔵品	1,184	未払法人税等	1,321
前払費用	5	前払消費税	1,820
繰延税金資産	28	前払賞与	315
未収入金	1,212	事業引当金	429
倒引当金	2,384	業務構造改善引当金	1,105
	404	事業関係の支払手形	666
	△73	繰延税金資産	1,483
		繰延税金資産	1,411
<b>固定資産</b>	<b>89,018</b>	<b>固定負債</b>	<b>27,123</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>33,707</b>	長期借入金	900
建物	18,159	繰延税金負債	0
構築物	2,043	繰延税金負債	5,437
機械及び装置	5,712	退職給付引当金	5,475
車両運搬具	11	繰延税金負債	34
工具、器具及び備品	783	繰延税金負債	14,371
土地	6,916	繰延税金負債	903
リース資産	1	<b>負債合計</b>	<b>59,653</b>
建設仮勘定	80	<b>(純資産の部)</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>387</b>	<b>株主資本</b>	<b>66,456</b>
借地権	19	資本金	22,040
ソフトウェア	157	資本剰余金	18,207
その他の資産	211	資本剰余金	15,255
<b>投資その他の資産</b>	<b>54,923</b>	利益剰余金	2,951
投資有価証券	31,718	利益剰余金	29,173
関係会社株	19,870	利益剰余金	4,090
出資金	0	利益剰余金	25,083
長期貸付金	0	利益剰余金	1,500
従業員に対する長期貸付金	0	利益剰余金	330
関係会社長期貸付金	133	利益剰余金	24
破産更生債権等	56	利益剰余金	4,730
長期前払費用	133	利益剰余金	14,000
前払年金費用	2,893	利益剰余金	4,498
その他の引当金	172	利益剰余金	△2,965
	△56	利益剰余金	8,489
		利益剰余金	8,501
		利益剰余金	△12
<b>資産合計</b>	<b>134,599</b>	<b>純資産合計</b>	<b>74,945</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>134,599</b>

# 損 益 計 算 書

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売 上 高		90,539
売 上 原 価		77,808
売 上 総 利 益		12,731
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		11,515
<b>営 業 利 益</b>		<b>1,216</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	841	
そ の 他	532	1,373
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	272	
そ の 他	724	996
<b>経 常 利 益</b>		<b>1,593</b>
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	440	
国 庫 補 助 金	126	
固 定 資 産 売 却 益	41	608
特 別 損 失		
事 業 構 造 改 善 費 用	1,800	
固 定 資 産 圧 縮 損	126	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	31	1,958
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>244</b>
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	640	
法 人 税 等 調 整 額	△703	△63
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>307</b>

# 株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式		
		資 本 金 準 備 金	その他資 本剰余金	資本剰余 金 合計	利 益 準 備 金	その他利 益剰余金 (※)	利益剰余 金 合計			
当 期 首 残 高	22,040	15,255	2,951	18,207	4,090	25,929	30,019	△2,963	67,303	
事業年度中の変動額										
特別償却準備金の積立						—	—		—	
特別償却準備金の取崩						—	—		—	
固定資産圧縮積立金の取崩						—	—		—	
剰 余 金 の 配 当						△1,153	△1,153		△1,153	
当 期 純 利 益						307	307		307	
自 己 株 式 の 取 得								△1	△1	
自 己 株 式 の 処 分			△0	△0				0	0	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	—	—	△0	△0	—	△846	△846	△1	△847	
当 期 末 残 高	22,040	15,255	2,951	18,207	4,090	25,083	29,173	△2,965	66,456	

(※) その他利益剰余金の内訳

	そ の 他 利 益 剰 余 金							
	配当準備 積立金	従業員 保護基金	特別償却 準備金	固定資産 圧縮積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金	その他利益 剰余金合計	
当 期 首 残 高	1,500	330	22	4,881	14,000	5,195	25,929	
事業年度中の変動額								
特別償却準備金の積立			4			△4	—	
特別償却準備金の取崩			△3			3	—	
固定資産圧縮積立金の取崩				△150		150	—	
剰 余 金 の 配 当						△1,153	△1,153	
当 期 純 利 益						307	307	
事業年度中の変動額合計	—	—	1	△150	—	△696	△846	
当 期 末 残 高	1,500	330	24	4,730	14,000	4,498	25,083	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	4,123	1	4,124	71,428
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
特別償却準備金の積立				—
特別償却準備金の取崩				—
固定資産圧縮積立金の取崩				—
剰 余 金 の 配 当				△1,153
当 期 純 利 益				307
自 己 株 式 の 取 得				△1
自 己 株 式 の 処 分				0
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	4,377	△13	4,364	4,364
事業年度中の変動額合計	4,377	△13	4,364	3,516
当 期 末 残 高	8,501	△12	8,489	74,945

# 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

## 1. 資産の評価基準及び評価方法

### (1) 有価証券

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法に基づく原価法によっております。

②その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法によっております。

### (2) デリバティブ

時価法によっております。

### (3) たな卸資産

主として移動平均法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

## 2. 固定資産の減価償却の方法

### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)については、定額法によっております。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

(減価償却方法の変更)

当社は法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益は124百万円増加し、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ151百万円増加しております。

### (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)、市場販売目的のソフトウェアについては見込販売期間(3年)に基づく定額法によっております。

### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

## 3. 引当金の計上基準

### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### (2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき、当事業年度負担額を計上しております。

- (3) 事業構造改善引当金 事業の構造改善に伴う損失に備えるため、今後の費用発生見込額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。  
過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。  
教理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

#### 4. ヘッジ会計の方法

##### (1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理によっております。

##### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建債権・債務

##### (3) ヘッジ方針

社内管理規程に基づき、為替相場の変動によるリスクを回避するためにデリバティブ取引を利用しており、投機目的のものはありません。

##### (4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。

#### 5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

##### 1. 担保に供している資産

定 期 預 金	17百万円
建 物	6,885百万円
土 地	527百万円
計	7,430百万円

上記資産は、預り敷金保証金（1年内返済分を含む。）7,750百万円ほかの担保に供しております。

##### 2. 有形固定資産の減価償却累計額

78,834百万円



### 3. 保証債務

関係会社等の金融機関等からの借入金等に対する保証債務

㈱クラボウ・マヌンガル・テキスタイル	3,158百万円
桐郷倉紡时装有限公司	7百万円
社会福祉法人石井記念愛染園（連帯保証）	1,545百万円
計	4,711百万円

### 4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	5,057百万円
短期金銭債務	4,781百万円
長期金銭債権	133百万円
長期金銭債務	0百万円

### 5. 事業年度末日満期手形等

事業年度末日満期手形及び確定期日現金決済（手形と同条件で手形期日に現金決済する方式）の会計処理については、手形交換日及び入出金日をもって決済処理をしております。

なお、当事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の事業年度末日満期手形等が当事業年度末残高に含まれております。

受取手形	436百万円
売掛金	288百万円
支払手形	44百万円
買掛金	209百万円

（損益計算書に関する注記）

### 1. 関係会社との取引高

売上高	9,704百万円
仕入高	20,512百万円
営業取引以外の取引高	972百万円

## 2. 減損損失

当社は、当事業年度に以下の資産について減損損失を計上しました。

(単位：百万円)

用 途	種 類	場 所	減 損 損 失
織 維 紡 績 設 備	建物、機械等	北条工場（愛媛県松山市）	※ 293

当社は、事業資産については管理会計上の区分で、遊休資産については個別の物件単位でグルーピングを行っております。

上記織維紡績設備は廃棄を決定しましたので、帳簿価額を回収可能価額（備忘価額）まで減額し、当該減少額（293百万円）を特別損失「事業構造改善費用」に含めて計上しました。

※減損損失の主な固定資産の種類ごとの内訳

織維紡績設備 293百万円（内、建物及び構築物212百万円、機械装置及び運搬具75百万円、その他4百万円）

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普 通 株 式

16,227,899株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	253百万円
事業構造改善引当金	563百万円
未払事業税	43百万円
たな卸資産評価損	242百万円
退職給付引当金	1,980百万円
有価証券評価損	728百万円
減価償却超過額	175百万円
減損損失(土地)	264百万円
その他	455百万円
小計	4,708百万円
評価性引当額	△963百万円
繰延税金資産計	3,745百万円
繰延税金負債	
退職給付信託設定益	△667百万円
固定資産圧縮積立金	△2,634百万円
その他有価証券評価差額金	△4,655百万円
その他	△13百万円
繰延税金負債計	△7,970百万円
繰延税金負債の純額	△4,225百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	324円84銭
2. 1株当たり当期純利益金額	1円33銭

(備考) 金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成25年5月20日

倉敷紡績株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 市 田 龍 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 仲 下 寛 司 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、倉敷紡績株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、倉敷紡績株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成25年5月20日

倉敷紡績株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 市 田 龍 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 仲 下 寛 司 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、倉敷紡績株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第205期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第205期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成25年5月21日

倉敷紡績株式会社 監査役会

常勤監査役 上 田 睦 治 ㊟

常勤監査役 稲 岡 進 ㊟

社外監査役 津 田 和 明 ㊟

社外監査役 宮 二 朗 ㊟

以 上

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 第205期剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する配当を企業の最重要課題のひとつであるとの認識に立ち、継続的・安定的な利益還元を基本としております。配当決定に際しましては、収益状況、企業体質、配当性向等を総合的に勘案し、中・長期的な観点から決定していく方針であります。

当事業年度の期末配当につきましては、当社を取り巻く経営環境はきびしい状況ではありますが、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当金に関する事項

①配当財産の種類

金銭といたします。

②株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金5円 総額1,153,556,925円

③剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年6月28日



## 第2号議案 取締役3名選任の件

取締役 井上晶博、友渕信一郎、伊藤規雄、斎藤利明の4氏が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	当社株式数 所有数
1	井上晶博 (昭和23年8月11日生)	昭和46年4月 入社 平成13年6月 取締役 平成15年6月 常務取締役 平成18年6月 代表取締役・専務取締役 平成19年6月 代表取締役・取締役社長 現在に至る。	119,000株
2	友渕信一郎 (昭和23年1月12日生)	昭和45年4月 入社 平成13年6月 取締役 平成15年6月 常務取締役 平成22年6月 代表取締役・専務取締役 平成23年6月 代表取締役・専務執行役員 現在に至る。 (技術研究所担当 兼 化成品事業部長を委嘱)	77,000株
3	伊藤規雄 (昭和22年6月29日生)	昭和48年4月 入社 平成13年6月 取締役 平成19年6月 常務取締役 平成23年6月 取締役・常務執行役員 平成24年6月 代表取締役・専務執行役員 現在に至る。 (繊維事業部長を委嘱) 重要な兼職の状況 (株)アラミスインターナショナル 代表取締役・取締役社長	78,000株

(注)当社との特別な利害関係

候補者 伊藤規雄氏は、(株)アラミスインターナショナルの代表取締役・取締役社長を兼務しており、当社は同社に対し商標の有償貸与および建物の賃貸等を行っております。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 上田睦治氏が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案の本定時株主総会への提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	当社株式 所 有 数
うえだ むつ はる 上 田 睦 治 (昭和28年3月20日生)	昭和50年4月 入社 平成15年7月 テキスタイル第二部長 平成16年4月 営業統括部長 平成21年6月 常勤監査役 現在に至る。	25,288株

(注) 候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる事態に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案の本定時株主総会への提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	当社株式数 所有数
山尾哲也 (昭和26年9月22日生)	昭和59年4月 弁護士登録(大阪弁護士会) 阪神法律事務所入所 平成3年4月 ときわ総合法律事務所設立 平成16年4月 山尾法律事務所設立 現在に至る。	0株

- (注) ①山尾哲也氏と当社との間には、特別な利害関係はありません。
- ②山尾哲也氏は、補欠の社外監査役候補者であります。なお、同氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任した場合には、独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
- ③山尾哲也氏は、弁護士として長年にわたり企業法務に携わった経験を持たれており、公平かつ公正な視点から取締役の職務の執行を適正に監査していただくことができると考え、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
- ④山尾哲也氏が社外監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額といたします。

## 第5号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、平成22年5月11日開催の取締役会において、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」（以下「現行プラン」といいます。）の継続を決議し、同6月29日開催の当社第202回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいております。

現行プランの有効期限は平成25年6月開催予定の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）終結の時までであることから、当社は、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、継続の是非も含めた現行プランの在り方について検討してまいりました。その結果、平成25年5月8日開催の当社取締役会において、本定時株主総会での株主の皆様のご承認を条件に、下記のとおり現行プランを一部変更して継続することを決定し、公表いたしました。（継続後の買収防衛策を以下「本プラン」といいます。）

本定時株主総会において株主の皆様の承認が得られた場合には、本プランの有効期限は平成28年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとなります。

なお、本プランを決定した当社取締役会決議に先立ち、社外監査役2名を含む当社監査役4名全員が、本プランは当社株式等の大規模買付行為に関する対応策として相当であると判断される旨の意見を表明しております。

また、本プランの継続にあたり、文言の修正等、若干の見直しを行っておりますが、本プランの実質的内容に変更はありません。

## 記

### 「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」

#### I. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には当社株式等の大規模買付提案に応じるか否かは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、当社株式等の大規模買付提案のなかには、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとはいえないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

## Ⅱ. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みについて

### 1. 当社グループの企業価値の源泉

当社は、明治21年、岡山県倉敷に紡績会社として誕生し、以後125年にわたり、創業時の「謙受」<sup>1</sup>「同心戮力」<sup>2</sup>の精神を受け継ぎ、繊維事業、化成品事業を中心にグローバルな視点に立った事業展開を行っております。昭和63年の創立100周年の際には、経営理念「私たちクラブは、新しい価値の創造を通じて生活文化の向上に貢献します。」を定め、社会に対して新しい価値を提供する企業として、企業価値の向上を目指しております。

当社グループは、当社および国内外の関係会社約40社で構成され、繊維事業、化成品事業、不動産活用事業、工作機械事業、エレクトロニクス事業およびその他の事業（エンジニアリング事業、バイオメディカル事業、食品事業等）を行っております。

当社グループの企業価値の源泉は、お取引先様との強固な信頼関係にあると考えており、この企業価値を高めるため、当社グループの国内・海外の拠点を活用し、永年にわたり培った技術とノウハウをベースに、開発・製造・販売の各部門が一体となって、お取引先様のニーズに応える商品のスピーディーな開発・提供に努めております。

- 
- 1 満足して驕り高ぶる者は損なわれ、謙虚に努力する者は利益を受けること。（中国最古の経典「書経」の一節「満招損、謙受益、時乃天道」より。）
  - 2 一人一人の働きや才能が異なっても、目的を達成するために、皆が心をつちにして互いに力を合わせて協力していこうということ。（孔子の史書「春秋左氏伝」にある「戮力、同心」より。）

## 2. 企業価値の向上および株主共同の利益の確保のための取組み

このような創業以来の永い間の一つ一つの取組みの積重ねが、現在の当社グループの礎となっており、当社グループの企業文化の継続・発展を通してのみ、当社グループの社会的存在価値を高めていくことが可能であると認識しております。そしてその結果として、企業価値の向上および株主の皆様やお取引先様を始めとするすべてのステークホルダーとの共同利益の最大化を可能とすることができるものと考えております。そのため、現在当社グループでは、将来のさらなる成長・発展を期し、次の取組みを実施しております。

### ① 中期経営計画の実施

当社グループは、平成25年4月から3カ年の新中期経営計画「Future'15」をスタートしました。

「Future'15」では、前中期経営計画「SS'12」で実践した各施策の成果を確実に収益に結びつけ、さらにグループが一丸となってイノベーションの創出に努め、今後とも国内経済の低成長が続くと想定するなか、「海外戦略の充実」を新たな基本方針とした施策を積極的に展開し、事業環境の変化にもフレキシブルに対応できる事業基盤を構築してまいります。

### ② 株主の皆様への利益還元

当社は、株主の皆様に対する配当を企業の最重要課題の一つであるとの認識に立ち、継続的・安定的な利益還元を基本としております。従いまして、今後とも株主の皆様へ、安心して当社株式を保有し続けていただけるよう、強固な財務体質の構築・維持および一層の収益拡大に努力し、配当の向上に努めてまいります。

また、取締役会の決議による自己株式の取得も株主の皆様への利益還元のための方策として、また機動的な資本政策の一環としても有効と考えており、当社財務および市場の状況を総合的に判断のうえ実施いたしたいと考えております。

### ③ 社会的責任の遂行

当社グループは、社会的責任遂行のための行動指針「クラボウグループ倫理綱領」に則り、クラボウCSR委員会のもと、環境への配慮、法令・ルールの遵守など誠実かつ公正な企業活動を行うとともに、豊かで健康的な生活環境づくりを目指して、独創的で真に価値のある商品・情報・サービスを提供してまいります。

これらの取組みを着実に実行していくことで、当社グループがすべてのステークホルダーから存在価値を認められ、さらに、信頼感が持てる企業、安心感を持っていただける企業として支持されることにより、企業価値の向上およびステークホルダーとの共同利益の確保ができるものと考えております。

## Ⅲ. 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（買収防衛策）

### 1. 本プラン継続の目的

当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主および投資家の皆様の適切なご判断のために必要かつ十分な情報および時間、ならびに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することといたしました。

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

また、平成25年3月31日現在における当社大株主の状況は、別紙1のとおりです。なお、当社は現時点において、当社株式等の大規模買付行為に係る提案は受けておりません。



## 2. 独立委員会の設置

本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程（その概要については別紙2をご参照ください。）に従い、当社社外取締役、当社社外監査役または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準じる者）で、当社の業務を執行する経営陣から独立した者のみで構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主および投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。なお、独立委員会の委員には、別紙3に記載の3氏が就任いたします。

### 3. 本プランの内容

#### (1) 本プランに係る手続き

##### ① 対象となる大規模買付等

本プランは以下の（i）または（ii）に該当する当社株式等の買付けまたはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象といたします。大規模買付等を行い、または行おうとする者（以下「買付者」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものといたします。

- (i) 当社が発行者である株式等<sup>3</sup>について、保有者<sup>4</sup>の株式等保有割合<sup>5</sup>が20%以上となる買付け
- (ii) 当社が発行者である株式等<sup>6</sup>について、公開買付け<sup>7</sup>に係る株式等所有割合<sup>8</sup>およびその特別関係者<sup>9</sup>の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

---

3 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じといたします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものといたします。

4 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「保有者」をいい、同条第3項に基づき「保有者」に含まれる者を含みます。

5 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じといたします。

6 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下（ii）において同じといたします。

7 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じといたします。

8 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じといたします。

9 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される「特別関係者」をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じといたします。

② 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者は、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者が大規模買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を日本語にて記載していただきます。

(i) 買付者の概要

(イ) 氏名または名称および住所または所在地

(ロ) 代表者の役職および氏名

(ハ) 会社等の目的および事業の内容

(ニ) 大株主または大口出資者（所有株式または出資割合上位10名）の概要

(ホ) 国内連絡先

(ヘ) 設立準拠法

(ii) 買付者が現に保有する当社株式等の数および意向表明書提出前60日間における買付者の当社株式等の取引状況

(iii) 買付者が提案する大規模買付等の概要（買付者が大規模買付等により取得を予定する当社株式等の種類および数ならびに大規模買付等の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付等の後の当社株式等の第三者への譲渡等、重要提案行為等<sup>10</sup>またはその他の目的がある場合には、その旨および内容。なお、目的が複数ある場合には、そのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

---

10 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される「重要提案行為等」をいいます。

③ 「本必要情報」の提供

上記②の意向表明書を提出いただいた場合には、買付者は、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主および投資家の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語にて提供していただきます。

まず、当社は、買付者に対して、意向表明書を提出していただいた日から10営業日<sup>11</sup>（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記②（i）（ホ）の国内連絡先に発送いたしますので、買付者は、当該「情報リスト」に従って、十分な情報を当社に提供していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容および態様等に照らして、株主および投資家の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会ないし独立委員会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者から提供していただきます。

なお、大規模買付等の内容および態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものといたします。

- (i) 買付者およびそのグループ（共同保有者<sup>12</sup>、特別関係者およびファンドの場合は各組合員もしくはその他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の名前および職歴等を含みます。）
- (ii) 大規模買付等の目的（意向表明書において開示していただいた目的の詳細）、方法および内容（経営参画の意思の有無、大規模買付等の対価の種類および金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数、大規模買付等を行った後における株式等所有割合および大規模買付等の方法の適法性を含みます。）

---

11 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じといたします。

12 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき「共同保有者」とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じといたします。

- (iii) 大規模買付等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要および当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- (iv) 大規模買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法および関連する取引の内容を含みます。）
- (v) 大規模買付等にしての第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡がある場合はその内容および当該第三者の概要
- (vi) 買付者が既に保有する当社株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約およびその他の重要な契約または取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、担保契約等の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株式等の数量等の具体的内容
- (vii) 買付者が大規模買付等において取得を予定する当社株式等に関し、担保契約等の締結もしくはその他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- (viii) 大規模買付等の後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- (ix) 大規模買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会およびその他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- (x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者から大規模買付等の提案がなされた場合、その事実および概要について、速やかに開示し、また本必要情報の概要およびその他の情報のうち株主および投資家の皆様のご判断に必要であると当社取締役会および独立委員会が認める情報がある場合にも、速やかに開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の（i）または（ii）の期間（いずれも情報提供完了通知を行った日の翌日を初日といたします。）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、あわせて開示いたします。

（i）対価を現金（円価）のみとする当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には最大60日間

（ii）その他の大規模買付等の場合には最大90日間

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者による大規模買付等の内容の検討等を行うものといたします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主および投資家の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して、対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものといたします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務を執行する経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントおよびその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものといたします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して、以下に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要およびその他当社取締役会および独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに

情報開示いたします。

(i) 買付者が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合

独立委員会は、買付者が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、当該大規模買付等を当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであるとみなし、原則として当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告することといたします。

(ii) 買付者が本プランに規定する手続きを遵守した場合

独立委員会は、買付者が本プランに規定する手続きを遵守した場合には、原則として当社取締役会に対して、対抗措置の不発動を勧告することといたします。

ただし、本プランに規定する手続きが遵守されている場合であっても、別紙4に掲げる行為が意図されている等、当該大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ対抗措置の発動を相当と判断する場合には、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告することがあります。

⑥ 取締役会の決議

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点からその必要性および相当性を勘案したうえで、速やかに対抗措置の発動または不発動の決議を行うものといたします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、速やかに当該決議の概要およびその他当社取締役会および独立委員会が適切と判断する事項について、情報開示を行うものといたします。

⑦ 対抗措置の中止または発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、(i) 買付者が大規模買付等を中止した場合または(ii) 対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場

合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、または勧告の有無もしくは勧告の内容にかかわらず、対抗措置の中止または発動の停止を行うものとしたします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要およびその他当社取締役会および独立委員会が適切と判断する事項について、情報開示を行うものとしたします。

#### ⑧ 大規模買付等の開始

買付者は、上記①から⑥に規定する手続きを遵守するものとし、当社取締役会において対抗措置の発動または不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものとしたします。

#### (2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1) ⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置は、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てといたします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙5に記載のとおりといたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、上記(1) ⑦に記載のとおり、対抗措置の中止または発動の停止を決定することがあります。たとえば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者が大規模買付等を中止し、当社取締役会が上記(1) ⑦に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとしたします。

#### (3) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、当該有効期間を平成28年6月開催予定の定時株主総会終結の時までといたします。



ただし、当該有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で廃止されるものいたします。

また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合にも、本プランはその時点で廃止されるものいたします。なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更に伴う形式的な変更が必要と判断した場合は、随時、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、または変更することができるものとします。他方、当社取締役会が、本プランの内容について株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および変更の場合には変更内容およびその他当社取締役会および独立委員会が適切と認める事項について、情報開示を行うものいたします。

#### 4. 株主および投資家の皆様への影響

##### (1) 本プランの継続時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその継続時に株主の皆様の保有する当社株式等に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、上記3.(1)に記載のとおり、買付者が本プランを遵守するか否か等により当該大規模買付等に対する当社の対応方針が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、買付者の動向にご注意ください。

##### (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権3個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たり

の経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主の皆様が保有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者は、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記3.(1)⑦に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止または発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。たとえば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し、本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主および投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、別紙5記載の7. および8. に定めるところにより本新株予約権の行使または取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使または取得に際して、買付者の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者以外の株主の皆様が保有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

### (3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続き

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく必要が生じる可能性があります。その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。

なお、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続きに従い、当社取締役会が別途定める日において買付者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引き換えに当社株式を交付することがあります。この場合、買付者以外の株主の皆様におかれましては、本新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社株式を受領することになるため、本新株予約権に関する払込み等の手続きは不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令および金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示または通知を行いますので、当該開示または通知の内容をご確認ください。

#### IV. 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものではないことの判断およびその理由

本プランは、上記Ⅲ. に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付等がなされた場合に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的として継続するものであり、I. に述べた当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に沿うものです。

よって、当社取締役会は、本プランは当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えます。その具体的な理由は以下のとおりです。

##### (1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が定めている三原則をすべて充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえております。

##### (2) 株主意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会において株主の皆様のご賛同を得たうえで継続するものです。また、上記Ⅲ. 3. (3) に記載のとおり、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの廃止または変更の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い廃止または変更されることとなります。従いまして、本プランには、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

(3) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランに、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議および勧告を客観的に行う取締役会の諮問機関として独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務を執行する経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者等）から選任される3名以上5名以下の委員により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主および投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

(4) 合理的かつ客観的な発動要件の設定

本プランは、上記Ⅲ. に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(5) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ. 3. (3) に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

以 上

当社の大株主の状況（平成25年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数	977,011千株
2. 発行済株式の総数	246,939千株
3. 株主数	23,810名
4. 大株主	

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（％）
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	11,500	4.98
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	11,180	4.84
株 式 会 社 み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行	11,180	4.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	9,031	3.91
株 式 会 社 中 国 銀 行	7,265	3.14
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	5,526	2.39
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,775	2.06
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	4,120	1.78
三 井 住 友 海 上 火 災 保 険 株 式 会 社	4,000	1.73
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	3,050	1.32

（注）1. 当社は、自己株式を16,227千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

以 上

## 独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断および対応の客観性および合理性を担保することを目的として、取締役会の諮問機関として設置される。
2. 独立委員会委員の員数は、3名以上5名以下とし、当社の業務を執行する経営陣から独立した、(1) 当社社外取締役、(2) 当社社外監査役または(3) 社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準じる者）のいずれかに該当する者のなかから、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員会委員との間で、善管注意義務および秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員会委員の任期は、選任の日後、平成28年6月開催予定の定時株主総会の終結の時または別途当該委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役または各独立委員会委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員会委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、議案に特別の利害関係を有する委員は、当該議案の決議には参加できない。  
独立委員会委員のいずれかに事故その他やむを得ない事由があるときは、当該委員を除く委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。決議内容につき賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議のうえ決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。

- (1) 本プランに係る対抗措置の発動の是非
- (2) 本プランに係る対抗措置の中止または発動の停止
- (3) 本プランの廃止または変更
- (4) その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項

各独立委員会委員は、独立委員会における審議および決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役、執行役員、従業員またはその他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見または説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行にあたり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントおよびその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以 上



独立委員会委員の略歴（五十音順）

国谷 史朗（くにや しろう）

昭和57年 4月 弁護士登録  
大江橋法律事務所 入所

昭和62年 7月 ニューヨーク州弁護士登録

平成 9年 6月 サンスター株式会社監査役

平成11年 3月 経済審議会特別委員

平成11年 6月 公益財団法人田附興風会北野病院監事（現任）

平成14年 4月 弁護士法人大江橋法律事務所代表社員（現任）

平成18年 6月 日本電産株式会社監査役

平成24年 3月 株式会社ネクソン取締役（現任）

平成24年 6月 株式会社荏原製作所取締役（現任）

津田 和明（つだ かずあき）

昭和32年 4月 株式会社寿屋（現サントリーホールディングス株式会社）  
入社

昭和52年 6月 同社取締役

昭和58年 6月 同社常務取締役

平成元年 3月 同社専務取締役

平成 7年 3月 同社取締役副社長

平成13年 3月 同社代表取締役・取締役副社長

平成14年 3月 同社相談役

平成15年 4月 公益財団法人大阪観光コンベンション協会会長

平成15年 6月 当社監査役（現任）

平成16年 3月 サントリー株式会社（現サントリーホールディングス株式会社）顧問

平成16年 5月 独立行政法人日本芸術文化振興会理事長

宮 二郎 (みや じろう)

昭和56年10月	株式会社大和 入社
昭和62年5月	同社取締役
平成元年5月	同社常務取締役
平成5年5月	同社専務取締役
平成9年5月	同社代表取締役・取締役副社長
平成11年5月	同社代表取締役・取締役社長 (現任)
平成23年6月	当社監査役 (現任)

※ 上記3氏と当社との間には、いずれも特別な利害関係はありません。  
また、津田和明、宮 二郎の両氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436  
条の2に定める独立役員であります。

以 上

**当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型**

1. 買付者が会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社株式等を当社または当社関係者に引き取らせる目的で、当社株式等の取得を行っている者、または行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合。
2. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社（以下あわせて「当社グループ」という。）の資産である事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先、顧客等を買付者またはそのグループ会社等に移転する目的で当社株式等の取得を行っているとは判断される場合。
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社グループの資産を買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社株式等の取得を行っているとは判断される場合。
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産を売却により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるか、またはこの一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙い当社株式等の高値売り抜けを目的として、当社株式等の取得を行っているとは判断される場合。
5. 買付者の提案する当社株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収<sup>13</sup>等により、株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合。

以上

13 最初の買付けで当社株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等を行うことをいいます。

## 新株予約権無償割当ての概要

### 1. 本新株予約権の割当て総数

本新株予約権の割当て総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式の総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）の3倍の数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数といたします。

### 2. 割当て対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき3個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てを行うものといたします。

### 3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日といたします。

### 4. 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数といたします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものといたします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額といたします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものといたします。

## 7. 本新株予約権の行使条件

(1) 特定大量保有者<sup>14</sup>、(2) 特定大量保有者の共同保有者、(3) 特定大量買付者<sup>15</sup>、(4) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは(5) これら(1) から(4) までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者または(6) これら(1) から(5) までに該当する者の関連者<sup>16</sup> (これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。) は、本新株予約権を行使することができないものといたします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

- 14 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る保有割合が20%以上である者またはこれに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者およびその他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないことといたします。
- 15 公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下本注において同じといたします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される「買付け等」をいいます。以下本注において同じといたします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準じるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株式等の所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者またはこれに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者およびその他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないことといたします。
- 16 「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務および事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が保有する本新株予約権を取得し、これと引き換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものといたします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合またはその他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までに、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものといたします。

10. 本新株予約権の行使期間等

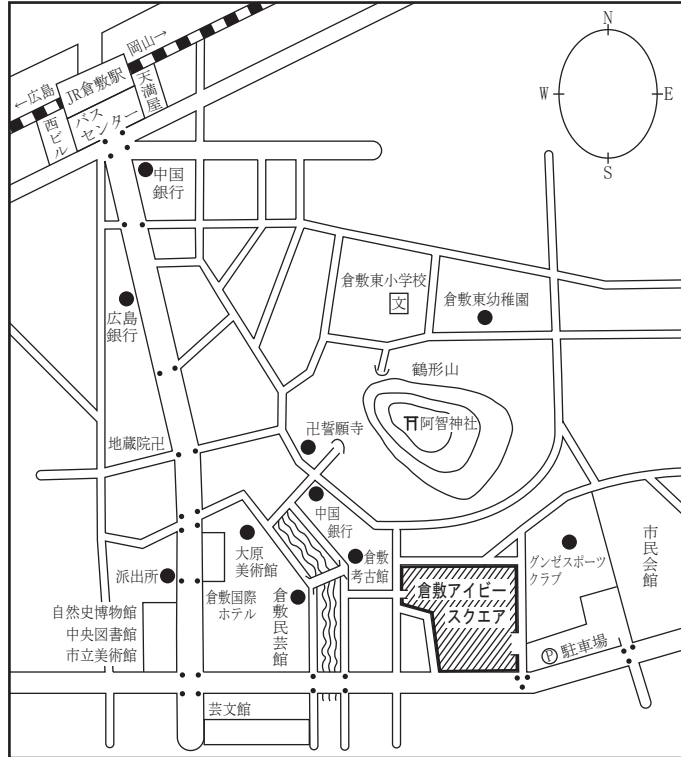
本新株予約権の行使期間およびその他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

以 上

以 上

## 株主総会会場ご案内略図

会 場 岡山県倉敷市本町7番2号  
倉敷アイビースクエア



※ J R 西日本山陽本線倉敷駅下車  
徒歩約15分